

香取市工事成績評定結果公表要領

(趣旨)

第1条 この訓令は、市が発注する建設工事（以下「工事」という。）の適正な施工の確保を図るため、工事成績評定結果の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 工事成績評定結果の公表の対象とする工事は、香取市建設工事検査要綱（平成18年香取市訓令第45号。以下「検査要綱」という。）第9条第1項第1号及び香取市工事成績評定要領（平成26年香取市訓令第1号。以下「評定要領」という。）に基づき工事成績評定を行った工事とする。

(公表の内容)

第3条 公表する内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事検査結果通知書（検査要綱別記第7号様式）の写し
- (2) 工事成績評定通知書（評定要領別記第1号様式）の写し

(公表方法等)

第4条 公表の方法等は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 公表の方法は、閲覧方式とする。
- (2) 閲覧の場所は、検査担当課で指示した場所とする。
- (3) 公表は、工事検査結果通知の後、速やかに行うものとする。
- (4) 公表の期間は、公表した日が属する月の翌月末日まで（市の休日を除く。）とする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。
- (5) 閲覧は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。
- (6) 閲覧しようとする者は、工事成績評定結果閲覧申請簿（別記様式）に必要事項を記載し、担当職員の承諾を得て行うものとする。
- (7) 公表書類の貸出しは行わない。また、複写は認めないものとする。
- (8) 公表書類の閲覧場所外への持ち出しは、認めないものとする。

(その他)

第5条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の規定は、施行の日以後に契約を締結する工事について適用し、施行の日の前日までに契約を締結した工事の取扱いについては、なお従前の例による。